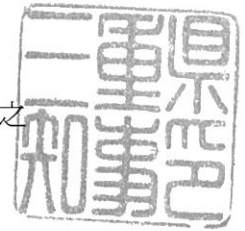


三重県公文書等管理審査会

三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 36 条第 1 項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

令和 6 年 7 月 3 1 日

三重県知事 一 見 勝 之



三重県公文書管理規程の改正内容

別紙のとおり